

## 公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
心電図送信機 9台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成25年1月4日	日本光電東京株式会社 東京都品川区東五反田1-11-15 電波ビル3F	2,816,100円	当該機器は、既存のセントラル モニター専用機器であり、他社で は対応できないこと。また、製造 した業者から直接購入すること から、日本赤十字社会計規則第 36条第3項の契約の性質又は 目的が競争を許さないに該当す るため、随意契約とするものであ ること。	
ビジレオモニター 4台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成25年3月1日	株式会社ウイルケア 東京都台東区台東2-31-3 アサヒビル2階	3,990,000円	必要な機能を有している機器は 当該機種のみであり、相手方は 販売特約店で、他社から購入す るよりも安価となることから、日 本赤十字社会計規則第36条第 3項の契約の性質又は目的が競 争を許さないに該当するため、 随意契約とするものであること。	
心拍出量モジュール 3式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成25年3月1日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	1,489,950円	日本赤十字社会計規則第3 6条第4項の契約にかかる予 定価格が160万円を超えない ことから、見積もり競争によ る、随意契約とするものであ ること。	
超音波診断装置 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成25年3月11日	株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田4-14-1	9,265,000円	当該機器は他社には出来ない 機能が整備されているため、日 本赤十字社会計規則第36条第 3項の契約の性質又は目的が競 争を許さない場合に該当するた め、随意契約とするものであるこ と。	
超音波診断装置 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管理課	平成25年3月25日	株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田4-14-1	1,580,000円	日本赤十字社会計規則第3 6条第4項の契約にかかる予 定価格が160万円を超えない ことから、見積もり競争によ る、随意契約とするものであ ること。	

### 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。